

名張養護学園事業計画

平成30年 4月

名 張 養 護 学 園

名張厚生協会の理念

社会福祉法人 名張厚生協会は「人としての尊厳」を尊重し、
事業を利用する方々が、
社会的・経済的・精神的に「自立した生活を送ること」、
そして「生きがいをもって生きること」ができるよう、
法人が築き上げてきた知識、技術、倫理、社会性を発揮し、支援します。
また、安心して適切な福祉サービスの提供と効率的な経営を行い、
地域福祉の向上に貢献します。

名張養護学園の基本理念

**「すべての人を尊重し、
児童の最善の利益を守り、
より積極的に支える」**

未来に羽ばたく夢と力を育む 笑顔あふれる暮らし

名張養護学園は、子ども達が仲良く、楽しい日々を送る笑顔あふれる暮らしの場です。ここに暮らす一人ひとりの子ども達は、愛され、人として尊重されます。そして、子ども達は、お互いを思いやり、学園がより住みやすくなるよう年齢や能力に応じて様々な役割を果たします。子ども達が、勉学や日々の生活をとおして様々な経験を積み、困難を乗り越える意志と勇気、生活を豊かにする感謝の心や友情など、大きな夢を胸に未来に向かって羽ばたく、その力を育みます。

1. 安心で快適な暮らしの場づくり

子ども達が家庭的な雰囲気の中で愛され、心身ともに健やかに暮らし、成長することができる安全で快適な生活環境を創造します。

2. 未来を拓く「生きる力」の育成

一人ひとりの主体性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を身につけるとともに、勉学やスポーツ、生活体験等を通して自立した生活を営むために必要な知識や意欲など生きる力を育みます。

3. 人を思いやる心豊かな人づくり

子ども達が生きがいを持ち、幸せな人生を築いていけるよう、健全な自尊感情や他者を思いやる精神など、豊かな人間性や社会性を育みます。

4. 地域に根ざし、貢献する施設づくり

行政、学校、地域、福祉団体など多様な主体との連携を強化し、子ども達の生活課題に対して総合的な支援が行えるようにします。さらに、名張養護学園の特性や専門性を生かして、地域社会の一員として地域福祉活動を積極的に推進するなど、地域貢献に努めます。

5. 人が輝く活力ある職場づくり

一人ひとりの職員が使命と誇りとやりがいを感じ、生き生きと働く活力ある職場を創造します。また、マネジメント機能の充実を図り、職員参加のもとに適正かつ健全な施設経営を行います。

目 次

平成 30 年度名張養護学園事業計画	4
I 計画の概要	5
II 基本計画	
安心で快適な暮らしの場づくり	6
未来を拓く「生きる力」の育成	7
人を思いやる心豊かな人づくり	8
地域に根ざし貢献する施設づくり	9
人が輝く活力ある職場づくり	10
III 事業計画	
重点取組	11
1. 安心で快適な暮らしの場づくり	
(1) 安心な生活環境	12
(2) 権利擁護	12
(3) 健康づくり	13
(4) 家庭的で快適な生活環境の創造	13
(5) 将来ビジョンの検討	14
2. 未来を拓く「生きる力」の育成	
(1) 生活能力の向上	15
(2) 体力・学力の向上	16
(3) 進路指導	16
(4) 退所後の支援（アフターケア）	17
3. 人を思いやる心豊かな人づくり	
(1) 社会規範の理解	18
(2) 心の教育	18
(3) 家族との交流・連携	19
4. 地域に根ざし貢献する施設づくり	
(1) 地域交流の促進	20
(2) 地域貢献	20
5. 人が輝く活力ある職場づくり	
(1) 働きやすい職場づくり	22
(2) 人材の確保、育成	22
(3) 革新的な職場風土の形成	23

名張養護学園事業計画

平成 28 年 5 月に児童福祉法が改正され、子どもを権利の主体者として明確に位置づけるとともに社会的養護の基本原則を明らかにするなど、大きな改革が進められつつあります。この法改正を踏まえて、昨年 8 月に厚生労働大臣の諮問機関である新たな社会的養育の在り方に関する検討会により「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。このビジョンでは、これまで社会的養護の指針となってきた「社会的養護の課題と将来像」全面的に見直し、家庭養育の優先、永続的解決の徹底などの原則のもとに、就学前児童の施設への新規措置の停止、就学前児童の里親委託率を 7 年以内に 75%以上に、学童期以降は 10 年以内に里親委託率を 50%以上にするなどの「工程」が示されました。このビジョンは、一部に現状からかけ離れた数値目標を掲げていることなどから、賛否それぞれの立場から大きな議論を巻き起こすことになりました。国の社会的養育専門委員会では、このビジョンを踏まえて、都道府県計画に定めるべき内容等を取りまとめましたが、これを踏まえて、今後三重県の家庭養育推進計画の見直しが進められることとなります。

名張養護学園は、平成 27 年にユニット型の新しい園舎へ移転してから、それまでの大舎制の仕組みや体制を見直し、家庭的な環境の中で質の高い養育を行うため、ユニットを中心とした運営・職員体制の整備、ユニット調理の開始、生活環境の整備などを進めてきました。また、伊賀地域のバランスある施設配置を進めるため、平成 30 年 4 月に地域小規模児童養護施設若葉を伊賀市へ移転しました。

社会的養育の大きな改革が進められようとするなか、国、県の施策の動向やこれまでの取り組みなど、名張養護学園を取り巻く情勢や課題を踏まえつつ、基本目標に掲げる「未来に羽ばたく夢と力を育む 笑顔あふれる暮らし」の実現を目指し、本計画に基づき重点的かつ効果的に事業を展開します。

I 計画の概要

1. 計画の位置づけ

この計画は、名張養護学園の基本理念を踏まえ、基本目標を実現するための取り組みや事業展開を総合的かつ計画的に推進するための最も基本的な指針として位置づけます。

(2) 計画の構成と期間

この計画は、「基本計画」と「事業計画」の2層の計画により構成します。

①基本計画

「基本計画」は、中期的な観点から名張養護学園の運営方針を明らかにするもので、基本目標に掲げる目標の柱に沿って、目標や取り組み方針を定めています。

計画期間は、平成30年度から概ね5年間とします。なお、計画内容によっては、計画期間をこえる方針や事業について定めています。

②事業計画


「事業計画」は、基本計画に即して平成30年度に取り組む具体的な事業の内容を定めています。

3 計画の体系

基本目標に基づき次の計画体系に基づき、取り組み方針を定めます。

基本目標

「未来に羽ばたく夢と力を育む 笑顔あふれる暮らし」

- 
1. 安心して快適な暮らしの場づくり
 2. 未来を拓く「生きる力」の育成
 3. 人を思いやる心豊かな人づくり
 4. 地域に根ざし、貢献する施設づくり
 5. 人が輝く活力ある職場づくり

II 基本計画

1. 安心して快適な暮らしの場づくり

達成目標

- 危機管理体制を充実するなど安全で安心な生活の実現を図ります。
- 子ども達の権利を尊重し、子ども達が学園運営に参画する機会を拡充します。
- 食育の充実などをおして健康づくりを推進します。
- 将来ビジョンに基づき施設の小規模化と地域分散、多機能化を推進します。

項目	現状	2023年目標
居心地がよく安心して生活できていると感じている児童の割合	71.9%	80.0%
プライバシーが尊重され自分が大切にされていると感じている児童の割合	87.5%	90.0%
園内事故発生件数	29年度 46件	10%減少
料理教室等食育の実施	随時	年間4回実施
地域小規模児童養護施設数	1か所	2カ所

(1) 安心して健やかな暮らしの創造

- ・危機管理体制や安全教育の充実に努めるとともに、社会規範やルールについて理解を深め、子ども達が安心して暮らせるようにします。
- ・嘱託医や学校との連携を密にし、衛生管理の充実、疾病予防に努めるとともに、スポーツなどをおして健康に暮らせるようにします。
- ・食についての関心や理解を深め、健全な食習慣が身につくよう食育を推進します。
- ・子ども達の発達段階に応じて、基本的な生活習慣などが身につくよう支援します。

(2) 児童の権利擁護

- ・職員教育を充実し、施設内虐待の根絶、プライバシー保護の徹底を図るなど、児童の権利が守られ、安心して暮らせるようにします。
- ・定期的にアンケートやユニットミーティングを実施し、子ども達の意見を反映して学園の運営ができるようにします。
- ・「権利ノート」などにより子ども達が自身の権利を理解するとともに、他者に対する思いやりや権利を守る事の大切さを学べる機会を定期的に設けます。

(2) 家庭的で快適な生活環境の創造

- ・子ども達が清潔で心地よい居住環境のなかで生活を営むことができるようにします。
- ・ユニットケアの充実を図り、家庭的な環境の中で児童一人ひとりの特性や希望に応じた支援を進めます。
- ・将来ビジョンに基づき施設の小規模化・地域分散を推進するとともに、在宅支援機能の充実を図るなど施設の多機能化を推進します。

2. 未来を拓く「生きる力」の育成

- 養育の質の向上を図るため養育システムを導入します。
- 児童の学力の向上を図るため学習支援の充実を図ります。
- 効果的にアフターケアが行えるような仕組みを整えます。

項 目	現 状	目 標
養育システムの導入	—	実施
大学等進学率 (%)	11% (27～29年度)	30% (32～34年度)
性教育の定期的な実施	随 時	定期実施
計画的なアフターケアの実施	制度創設	制度運用

(1) 生活能力の向上

- ・自立支援計画の質的向上・充実を図り、児童の個性や希望に応じたきめ細かな養育を計画的に進めます。また、支援の質の向上を図るため、養育システムを導入し、適切な養育に努めます。
- ・子ども達の発達段階に応じて、基本的な生活習慣、衣食住にわたる生活を営む上での基本的な知識、スキルが身につけられるようにします。
- ・生活体験プログラムを作成し、公共交通の利用、買物や金銭管理など様々な経験を積むとともに、季節に応じたレジャーやイベントなど生活体験学習を充実します。

(2) 体力・学力の向上

- ・子ども達が学習習慣を身につけられるよう、子ども達の状態や意欲に配慮しながら、学習指導や様々な支援をきめ細かく行います。また、必要に応じて学習支援員や学習塾を活用するなど、効果的に学力の向上を図ります。
- ・児童の体力の向上を図るため、学校のクラブや地域のスポーツ少年団などの活動を積極的に支援します。

(3) 進路指導・アフターケア

- ・子ども達が自身の希望に基づき最善の進路を選択できるよう、希望する進路に関する情報提供やアドバイスを行います。
- ・子ども達が能力を伸ばし、将来の可能性を高められるよう、学習指導や経済的な支援の充実を図り、高等学校や大学等への進学を積極的に支援します。また、就職を希望する子ども達には、職場見学や職場体験ができるように努め、円滑な就職、就労ができるよう支援します。

(4) 退所後の支援（アフターケア）

- ・児童が社会に出てから自立して生活していけるよう一貫した計画に基づきリービングケア及びアフターケアを継続的かつ効果的に実施します。

3. 人を思いやる心豊かな人づくり

- 子ども達がユニットの運営に参画できるような仕組みを充実します。
- 必要な仕組みを整えライフストーリーワークを実施します。
- 豊かな心を育むため読書や趣味の活動を積極的に促進します。
- 子どもと家族の良好な関係の再構築に努めます。

項 目	現 状	目 標
ユニットミーティングの定期開催（共通）	随 時	定期開催
ライフストーリーワークの実施	—	実施
幼児・小学生のブックスタート	随 時	定期実施
習い事・趣味活動の支援制度の整備	—	制度の運用
定期的な家族との面談の実施	随 時	定期実施

（1）社会規範の理解

- ・ユニットミーティングなどの話し合いの機会を設け、子ども達自身が協力してユニットの運営等を主体的に参画、改善していけるようにします。
- ・社会規範や守るべきルール、社会常識などを理解できるようにし、秩序を守り周囲の人々と調和して社会生活が送れるようにします。

（2）心の教育

- ・子ども達がライフストーリーワークなどをおして、子ども達自身の不安や疑問を整理し、将来を前向きに考えていけるよう支援します。
- ・発達障害など特別な配慮が必要な子ども達に適切な支援ができるよう、心理的なケアなどについての知識、技術の向上に努めます。
- ・子ども達の情操を育み、楽しく暮らす基礎を築くため、読書習慣の習得に努めるとともに、希望に応じて文化やスポーツ等の活動ができるよう支援します。
- ・様々な生活体験や人々とのふれあいを通して、他者への感謝や学校や学園とともに生活する仲間を思いやる心を育みます。

（3）家族との交流・連携

家族への相談支援や子どもとの関係を調整するため、子どもとの関係を踏まえたうえで定期的な家庭訪問、子育てや生活訓練等の実施、子どもとの外出、一時帰宅などを積極的に進めます。

4. 地域に根ざし、貢献する施設づくり

- 地域の美化など地域貢献活動を定期的に行います。
- 児童家庭支援センターの充実を図り積極的に在宅支援を行います。
- 里親との連携を強化し、社会的養護の推進体制の充実を図ります。

項 目	現 状	目 標
地域美化活動	随 時	定期実施
児童家庭支援センター相談件数	1,000 件(29 年度)	1,500 件 (34 年度)
新規里親家庭数	2 家庭 (29 年度)	4 家庭 (34 年度)

(1) 地域交流の促進

- ・ 地域の子ども会活動や祭りなど地域行事に参画するとともに、“がくえん祭り”など各種の行事や交流イベントを通して地域交流を促進します。
- ・ 地域や関係機関との交流・連携を充実し、地域に根ざした施設として応分の責任を果たせるよう努めます。
- ・ 若葉の伊賀市への移転の目的が達成できるよう運営委員会の設置や地域行事への参画などをおして、地域住民や伊賀市との交流、連携を強化します。

(2) 地域貢献

- ・ 地域の一員として、地域の子ども会や地域づくり活動に参画するとともに、定期的な地域内の清掃、美化活動を推進するなど地域貢献に努めます。
- ・ 児童家庭支援センターの機能を充実し、関係機関と連携してショートステイの積極的な受け入れ、家庭や子育てに関する相談支援など、在宅サービスの充実を図ります。
- ・ 里親会との緊密な連携に努めるとともに、里親支援専門相談員を中心に里親の様々な相談に応じ、里親が安心して養育できるよう支援します。また、関係機関と協働して、啓発活動やイベント開催するなど里親に対する理解を促進し、里親として活動していただける担い手の拡大を図ります。

5. 人が輝く活力ある職場づくり

- 処遇改善、有給休暇の取得促進などに取り組み、働きやすい職場づくりを進めます。
- 人材育成指針に基づき職員研修の充実や人事考課の導入などを進めます。
- 学園の運営や経営への職員参加を促進するなど適切な経営管理に努めます。

項 目	現 状	目 標
働きやすいと感じている職員の割合	76.9% (H30)	85% (H35)
人事考課制度の導入	—	制度運用

(1) 働きやすい職場づくり

- ・家庭的な環境のもとで児童一人ひとりの特性に応じた養育が行えるよう職員体制の充実と職員の適正配置を進めます。
- ・各種会議や勤務体系の見直し、ICT の有効活用などにより、職員間のコミュニケーションの充実を図り、良好な人間関係が形成できるようにします。
- ・ワークライフバランスに配慮した柔軟かつ効率的な勤務体制を整備するとともに、職場ぐるみで有給休暇の取得を促進し、実質的な労働時間の短縮を図ります。

(2) 人材の確保、育成

- ・名張養護学園についての情報発信、求人活動の充実、実習生受け入れ体制の充実を図るなど、優秀な人材の確保に努めます。
- ・人材を育成するため、名張養護学園の理念や基本目標を徹底するとともに、人材育成指針に基づき、自己啓発の支援、職場研修をはじめとする職員研修の計画的な実施、業務研究などを推進します。
- ・職員が意欲的に職務を推進できるよう目標管理を実施するとともに人事考課制度を導入するなど、人材育成と適正な人事管理に努めます。

(3) 革新的な職場風土の形成

- ・アンケートやユニットミーティングの開催などにより子ども達の意向を重視した施設運営ができるようを行います。
- ・名張養護学園の運営を適正かつ効果的に行うため、マネジメントの充実を図るとともに、学園運営への職員参加や情報公開、法令遵守などの取り組みを進めガバナンスの向上を図ります。

Ⅲ 事業計画

<重点取組>

平成30年度の重点取組を次のとおり定め戦略的に事業を展開します。

1. 支援の質の向上

養育の質の向上

自立支援計画：進行管理の充実＝重点目標・取り組みの明確化

養育向上重点プロジェクトの推進

- ①養育システムPT
- ②心と体の健康教育推進PT
- ③ライフストーリーワーク推進PT

2. 自立支援の充実

学力向上

基礎学力向上支援
高校生学習支援の充実

自立訓練などの充実

生活体験学習の充実
趣味・習い事活動の促進（制度整備）
自立訓練、アフターケアの充実

主体性の重視

ユニットミーティングの定期開催

3. 在宅支援の充実

地域交流の充実

周辺地域美化活動の充実
まちづくり活動への参加

在宅支援事業の充実

児童家庭センター相談機能充実
子育てサロン等地域福祉活動の充実

1. 安心して快適な暮らしの場づくり

(1) 安心な生活環境

①安全教育の推進

- ・子ども達の年齢や能力に応じて自分の身を守れるよう交通安全、防火、その他事故防止についての知識や方法を様々な機会を通じて指導します。
- ・秩序ある穏やかな日常生活が送れるよう、適切な声掛けや指導を行い社会の規範やルールについて理解を深められるようにします。

②危機管理体制の充実

- ・危機管理委員会を中心に、危機管理マニュアルに基づき危機の予防及び回避、危機の拡大防止や再発防止等の取組みを組織的に推進します。また、ヒヤリハット活動、事故報告の分析・再発防止策の検討とその結果を全職員に周知するなど、継続的に危機管理を推進します。
- ・危機管理に関する職員研修、施設内外の危険個所の点検、火災や地震など非常時の避難訓練等を定期的実施し、児童と職員の防災意識の向上を図るとともに、いざという時の避難、救出、応急対策などが適切に行えるよう日常的に取り組みます。
- ・日頃から行政、警察、消防、地域住民等との連携を密に行い、危機発生時における関係機関との協力・連携体制の構築に努めます。この一環として、身近な地域と一体となって防火や防犯に取り組むため、近隣住民の消火器の点検と更新を支援します。

(2) 権利擁護

- ・学園の理念と基本目標を全職員が共有し、子ども達の最善の利益を目指して施設運営や様々な事業を推進するとともに、子ども達の人権を尊重し、子どもに対する呼称や職員間の敬称を見直すなど、日常的な営みを通して適切な養育に努めます。
- ・子ども達に「権利ノート」の学習機会を設け、権利や義務をわかりやすく理解できるようにします。また、子ども達が自分自身を守るためのスキルを学ぶ機会を設けるなど、権利擁護に施設全体で取り組みます。また、子ども達の入所時に「入所のしおり」を活用し、養育・支援の内容や学園のルールなどを分かりやすく説明し安心して生活が営めるようにします。
- ・子ども間の暴力やいじめ、差別が生じないよう日頃から指導を徹底するとともに、他者に対する思いやりや権利を守る事の大切さを学べるようにします。
- ・意見箱の設置やユニットミーティングでの話し合いを通して、学園のルールや事業の検討に子ども達が参加できる機会を確保し、子ども達の意見を反映して施設運営や業務の改善に努めます。また、子ども達の意向に沿うことが子ども達の利益に反する場合には、子ども達の利益を優先した適切な対応を行い、子ども達に必要な説明と指導を行います。
- ・適正な情報管理を行うとともに職員のプライバシーに対する意識の向上を図り、子

ども達やその家庭の情報などのプライバシーの保護に万全を期します。

- ・子ども達に対する暴力や暴言など不適切な関わりを根絶するため権利擁護や人権に係る研修を積極的に受講できるようにします。また、11月を権利擁護強調月間と定め、人権擁護ためのチェックシートの分析等に基づく課題と重点取り組みの検討、子どもとの権利ノートの学習、第三者委員との権利擁護の取り組み状況についての意見交換を行います。

(3) 健康づくり

①保健・衛生

- ・子ども達が発達段階に応じて、健康を自己管理できるよう、自身の体重や平熱など健康に関心を持つとともに、身体の清潔の保持、洗面、歯磨き、睡眠、食事などの基本的な生活習慣などが身につくよう必要な支援を行います。
- ・寝具、衣服などを清潔に保つとともに、食品の管理、リビングやキッチン、トイレなどの衛生管理を徹底します。さらに、手洗いやうがいの励行など食中毒や感染症などの疾病予防に努めます。
- ・子ども達が運動習慣を身につけられるようスポーツ少年団や学校の部活動を奨励します。また、ハイキングやひなち湖マラソンへの参加などスポーツの楽しさを体験できるようにします。
- ・日頃から嘱託医をはじめとする医療関係者や学校との連携を密にし、予防接種の確実な実施をはじめとして、必要に応じて医療に関する相談や診療など適切な医療サービスが受けられるようにします。

②食生活の充実

- ・各ユニットで調理の手伝いや買い物などをおして、子ども達とふれあいながら食についての関心や理解が深まるようにします。
- ・栄養士を中心に季節や地域の食材や料理など食文化についての学習、料理教室などを定期的実施し、年齢など発達段階に応じて健全な食習慣が身につくようにします。
- ・児童の希望を踏まえつつ、栄養バランスのとれた適切な食事の提供に努めるとともに、児童の好みによる食器の選択やBGMを流すなど楽しい雰囲気の中で食事ができるようにします。

(4) 家庭的で快適な生活環境の創造

①快適な生活環境の創造

- ・子ども達が清潔で心地よい居住環境のなかで生活を営むことができるよう、子ども達の参加を促しながら、施設内外の美化活動を積極的に行います。
- ・年齢に応じて子ども達が自分の居室を清潔に保ち、快適に生活できるよう、居室の整理整頓、清掃などを習慣づけるようにします。
- ・草花の栽培など緑化活動を推進するとともに、季節に応じてガーデンファニチャーやイルミネーションを設置するなど、花いっぱい潤いのある生活環境づくりを進

めます。

②良好な家庭的環境の創造

- ・安定的な人間関係を形成するとともに一人ひとりの児童の特性や状態、希望に応じた継続的支援が行えるようユニットを中心とした運営や職員配置に努めます。
- ・家庭的な雰囲気の中で児童が憩い、楽しく過ごせるよう引き続き各施設やユニットのリビングの家具什器、設備、装飾に工夫を凝らすなど生活環境の向上を図ります。
- ・伊賀市移転の所期の目的を達成できるよう、地域小規模児童養護施設「若葉」の円滑な運営と地域住民との良好な関係づくりに努めます。

③ファミリーホームの充実

- ・新しい職員体制のもとに、児童との安定的な人間関係を構築し質の高い家庭養育を推進します。
- ・一般家庭と同様に、地域活動や行事に積極的に参画するとともに地域の一員としての役割を果たすなど、地域に密着した施設運営を行います。

(5) 将来ビジョンの検討

社会的養護の動向や地域における児童福祉に係るニーズを調査、分析し、地域の中で名張養護学園が果たさなければならない役割を念頭に、三重県の社会的養育に係る計画策定の検討状況を踏まえつつ、施設の小規模化と地域分散、高度化、多機能化など将来の事業展開や施設整備のあり方を総合的に検討し、将来ビジョンの策定を進めます。

2. 未来を拓く「生きる力」の育成

(1) 生活能力の向上

①質の高い支援

- ・子ども達の自立や自己実現を図るため、主体的な活動や行動を重視した支援を進めます。また、一人ひとりの個性や特性、希望に応じたきめ細かな養育を効果的に進めます。
- ・このため、自立支援計画の策定スキルの向上や策定プロセスの充実、継続的な計画内容の評価、改善など適切な計画管理を行い、質の高い支援が計画的かつ重点的に行えるようにします。
- ・職員の資質を高め質の高い養育を行えるようプロジェクトチームを設置し、養育システムの導入に向け検討を進めます。
- ・施設特有の様々な決まりや慣習を見直すなど、児童が「あたりまえの生活」が送れるよう施設運営や支援内容の改善に取り組みます。
- ・児童家庭支援センターや関係機関と連携し様々な地域資源を活用して児童に対する支援を総合的かつ効果的に行えるようケアワークに加えてソーシャルワーク機能の充実を図ります。

②食育

- ・子ども達が食材の買出し、調理、後片づけ、弁当づくりなどを職員と一緒に行うとともに定期的に料理教室を実施するなど、普段の生活をとおして、食に関する知識や経験を積み、健全な食習慣を身に付けられるようにします。
- ・食事をとおして食文化を学べるよう季節や行事を踏まえて献立に工夫を凝らすとともに、バーベキューや餅つき大会の開催など「楽しく、おいしい食事」が提供できるよう積極的に取り組みます。
- ・食事の楽しみ、栄養バランスなど食事に関する知識、季節や行事などに応じた伝統的な料理などの食文化、農作物などの食材や調理への関心、調理してくれた人への感謝などが身につくよう食育を推進します。

③生活能力の向上

- ・子ども達の発達段階に応じて、食事、入浴、睡眠などの基本的な生活習慣、季節や生活場面に応じた衣服の選択や清潔の保持などの衣生活、居室や身の回りの整理、清掃等の住生活など生活を営む上での基本的な知識、スキルが身につけられるようにします。
- ・子ども達が自分でできることは出来る限り自分でできるようにするとともに、自身の希望や好みによって適切に衣服や生活用品を選択できるようにします。
- ・日々の生活をとおして公共交通の利用、地図の活用、買物や金銭管理、調理器具や刃物の使い方の習得など、様々な生活体験を積めるよう支援します。
- ・子ども達が日頃体験することが少ないことがらを経験できるよう季節に応じたレジャーやイベント、市外での買い物や外食など生活体験学習を充実します。

(2) 体力・学力の向上

①学習指導の充実

- ・子ども達の年齢や意欲に応じて段階を追って学習習慣を身につけられるよう、子ども達の状態や意欲に配慮しながら、日々の学習スケジュールを立てられるように支援します。
- ・学校と緊密に連携し、子ども達の学力や学習の到達度などを把握し、子どもの状態に応じて学習意欲の向上を図るとともに、基礎学力の向上を図るための支援策について検討を進め、効果的な学習指導を行います。
- ・子ども達が自ら学習することを基本に据えながら、必要に応じて学習室など施設の有効活用、学習教材の整備、学習支援員や学習塾を積極的に活用するなど、効果的に学力の向上を図ります。
特に、これまで十分な対応ができなかった高校生に対する支援内容の充実に努めます。

②体力の向上

- ・児童の体力の向上を図るため、幼児期から屋外で体を動かしながら楽しく遊ぶ習慣が身に付くように支援します。
- ・学校のクラブ活動や地域のスポーツ少年団などの活動への参加、課外学習による新しいスポーツの体験など、日常的にスポーツができるよう積極的に支援します。

③性教育の推進

- ・「心と体の健康教育」推進チームを中心に健康教育の推進計画を策定し、児童の発達段階に応じて計画的に性教育や健康教育を実施します。
- ・普段の生活の様々な機会をとらえて適切に性教育が行えるよう職員に対する研修を充実します。

(3) 進路指導

①進路指導

- ・子ども達が自身の希望に基づき最善の進路を選択できるよう、適切な時期に進路についての話し合いの機会を持ち、希望する進路に関する資料や情報提供、必要なアドバイスを行います。
- ・学校、ハローワーク、商工会議所など関係機関の支援を得て適切な進路指導が行えるようにします。

②進学等の支援

- ・子ども達が能力を伸ばし、将来の可能性を高められるよう、全員が中学校から高等学校又はそれに準じる学校に進学できるよう努めます。
- ・大学等への進学希望者に対する学習支援体制の充実、公的な奨学金や貸付金等の活用、卒園生自立支援金交付要綱に基づく法人独自の支援金の交付など積極的な支援を行い、進学率の向上を図ります。

③職業指導

- ・職業の選択にあたっては、子ども達が希望する職種の職場見学や職場体験ができるように努め、現場の実情を踏まえたうえで適切な判断を行い、円滑な就職、就労ができるよう支援します。
- ・子ども達の希望に応じて、学校等の理解を得たうえでアルバイトを行うなど就労体験を行えるようにします。

④ 自立支援

- ・児童が社会に出てから自立して生活していけるよう、本人の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣の確立と併せて豊かな人間性や社会性の育成に努めます。
- ・施設内外での生活訓練を計画的かつ継続的に進め、衣食住にわたる生活能力や金銭管理などの知識、経験を積むなど、円滑に社会に巣立っていけるよう計画的にリービングケアを実施します。
- ・円滑に社会で自立して生活が始められるよう、高校中退した子どもの措置継続や大学に進学した者の措置延長などを児童相談所と協議のうえ積極的に実施します。

(4) 退所後の支援（アフターケア）

- ・子ども達が卒園後も自立し安定的な生活が営めるよう、これまで関わってきた職員との人間関係を重視しつつ、児童家庭支援センターと連携して、継続的な相談体制を構築するとともに、本人の意向を反映した計画に基づき、効果的かつ継続的なアフターケアを実施します。
- ・就職やアパートの入居にあたって家族等の保証人がいない場合には、社会福祉協議会の保証人制度を活用します。同制度の要件を満たすことができないなどにより制度が利用できない者を対象に、法人独自の保証人の救済制度を創設します。
- ・施設退所者に対して、各種のイベントへの招待や正月に帰省の案内を行うなど継続的な連携に努め、児童や職員との交流の機会を持つなどの退所後も帰属意識を持てるようにします。

3. 人を思いやる心豊かな人づくり

(1) 社会規範の理解

①信頼の醸成

- ・子ども達が名張養護学園の内外の人に対して気持ちよくあいさつをする習慣が身につけられるよう指導します。
- ・ユニットミーティングなどの話し合いを定期的 to 実施し、子ども達自身が相互に協力してユニットの運営や子ども達同士の約束など様々な問題を自主的に検討、改善していけるようにします。
- ・子どもと職員の信頼関係を醸成するため、普段の生活の中で子どもと個別に触れ合う機会や話し合いを定期的につつまよう努めます。また、折に触れて担当児童と二人で外出する「独占タイム」などの機会を設けます。
- ・児童や職員間の交流を深めるため学園全体での球技大会やピクニック、ランチ会などのイベントを実施します。

②社会規範の理解

- ・秩序を守り周囲の人々と調和して社会生活が送れるよう、施設や社会における生活を営む上での規範や守るべきルール、社会常識などを理解できるように指導します。
- ・子ども達の力を信じ、様々な問題を出来る限り主体的に解決していけるよう支援し、子ども達がこうした経験を通じて自己肯定感を高められるようにします。

(2) 心の教育

①心のケア

- ・子どもの生育歴や特性を理解したうえで適切な養育を行えるよう、日々の生活について情報の共有に努めるとともに、ユニット会議等でケース検討を重ねるなど、きめ細かな支援に努めます。
- ・子ども達がこれまでの生い立ちを振り返ることにより、子ども達自身の不安や疑問を整理し、将来を前向きに考えていけるようライフストーリーワークの実施に向け検討を進めます。
- ・発達障害など特別な配慮が必要な子ども達の特性を理解し、適切な支援ができるよう、職員の連携体制を充実するとともに知識、技術の向上に努めます。
- ・心理的なケアが必要な子ども達に対して、心理士を中心に職員が連携して心理的な側面に配慮した支援が効果的に進められるようにします。

②読書習慣

- ・幼児期から良書に親しむとともに、職員との触れ合う機会を持てるよう、ブックスタートを定期的 to 実施します。
- ・子ども達が楽しく読書習慣を身につけられるよう、工夫を重ねながら、図書

の充実、図書館の利用促進、読書ノートの記入などに取り組みます。

③趣味・リクレーション活動

- ・子ども達の情操を育み、楽しく暮らす基礎を築くため、子ども達の興味や趣味に合わせて、自発的に外部のサークルや教室で活動や稽古ごとが行えるよう支援方策や体制を整備します。
- ・学校のクラブ活動、子ども会の活動などを促進し、文化やスポーツ等の活動を通じて、心身の発達と豊かな友情を育めるようにします。

④他者の尊重・相互扶助

- ・様々な生活体験や人々とのふれあいを通して、他者への感謝や心づかいができるように支援します。
- ・友情を大切にし、幼児や障害児など弱い立場の仲間をはじめ、学校や学園とともに生活する仲間を思いやる心を育みます。
- ・日常生活の中で子ども達の能力に応じた役割分担を行い、力を合わせて生活しやすい環境づくりが進められるようにします。また、学園周辺や朝日公園の清掃など地域に役立つ活動に取り組みます。

(3) 家族との交流・連携

- ・子ども達の支援と併せて、家族への相談支援や関係調整を図るため、広報紙「あさがお」の発行、担当職員による家族への定期連絡や家庭訪問、家庭支援専門員の活動の充実などに取り組みます。
- ・子どもと家族の関係づくりのため、児童相談所と協議のうえ、子育て支援室や親子室を活用した子育てや生活訓練等の実施、子どもとの面会、外出、一時帰宅などを積極的に進めます。

4. 地域に根ざし、貢献する施設づくり

(1) 地域交流の促進

①理解の促進

- ・名張養護学園、児童家庭支援センター「あかり」のパンフレットの充実や有効活用など効果的な広報活動を行うとともに、地域住民や関係機関に対して、様々な機会を通じて積極的に情報発信を行います。
- ・名張養護学園のホームページの内容の充実を図るとともに管理方法について必要な改善を図ります。

②地域交流の促進

- ・地域の住民や関係者を招いて、“がくえん祭り”や“クリスマス会”などのイベントをさらに充実して実施するとともに、定期的に映画鑑賞会を実施するなど、地域交流を促進します。
- ・学園の児童と老人ホームの高齢者との将棋大会の開催など、高齢者とのふれあいや交流を引き続き実施します。
- ・地域の子ども会活動に積極的に参加、協力するなど、地域をはじめ民生委員児童委員協議会、学校等との連携を強化し、名張養護学園の事業や施設運営に協力をいただくとともに、地域に根ざした施設として応分の責任を果たせるよう努めます。

(2) 地域貢献

①地域貢献

- ・地域に役立つ福祉施設として学園の地域交流スペースや会議室などの施設や備品などを地域住民に気軽に利用していただけるようにします。
- ・定期的な地域内の清掃活動の実施、花苗の地域への配布など地域の一員として、地域の美化を推進します。
- ・名張地区まちづくり推進協議会の活動に参画し、子ども食堂や放課後子ども教室などの活動に協力するなど、地域福祉の推進に努めます。

②子ども・家庭支援

- ・児童家庭支援センターの事業の充実を図り、基礎的自治体をはじめ関係機関との連携と適切な役割分担のもとに、住民の相談に気軽に応じるとともに、子育てや社会福祉に関する公開講座や研修会の実施など、地域の子育てや教育力の向上に努めます。
- ・子育てに困難を感じている家庭などを対象にした子育てサロンを開催し、子どもが楽しく過ごせるようにするとともに、子育てに関する相談や当事者同士の交流を促進します。
- ・一時保護機能の充実を図り、委託一時保護、ショートステイやトワイライト事業

の積極的な受け入れを行います。また、制度のはざまにあって公的支援が受けられない児童を対象に法人独自の支援策を検討します。

③里親との協働

- ・里親に関する各種の事業に参加するとともに、各種のイベントに里親・里子を招待するなど緊密な連携、交流に努めます。
- ・里親支援専門相談員を中心に児童家庭支援センターとの連携体制を強化し、里親の様々な悩みや相談に応じ、里親が安心して養育できるよう必要な支援を行います。また、里親レスパイト事業などに積極的に協力するとともに、里子のためのサロンの開催など支援策の充実について検討します。
- ・里親や関係機関と協働して、啓発活動やイベント開催するなど里親に対する理解を促進します。

5. 人が輝く活力ある職場づくり

(1) 働きやすい職場づくり

①職員体制の充実

- ・家庭支援専門員の複数配置、地域小規模児童養護施設「若葉」職員体制の充実、ファミリーホームの安定的な運営を図るための職員配置などこれまで取り組んできた職員体制の充実に合わせて、養育の質の向上を図るための仕組みやスーパーバイズ体制の充実を図り、職員に対する適切な指導と支援を行えるようにします。
- ・パート指導員の職務の見直しによる職務能率の向上など、職員体制の強化と適正配置を進めます。

②コミュニケーションの充実

- ・各施設やユニットを中心とした施設運営を円滑に進めるため、勤務体系の見直し、各種会議の開催方法の改善を行い、効果・効率化を図るなど職員間のコミュニケーションの充実を図ります。
- ・ICTの有効活用などにより、より効率的に各種記録や情報の共有を図れるようにします。
- ・職員間の良好な人間関係を形成するため、定期的なオフサイトミーティングやフリートークの開催、職員間のインフォーマルな交流機会の充実などを進めます。

③労働環境の向上

- ・平成29年度に引き続き、法人全体の給与体系の見直しに合わせて、給料や各種手当の改善を図り、職員の処遇改善を進めます。
- ・施設の小規模化やユニットケアにともなう職員の孤立を防止するための方策や体制の整備、職員の不安に対する支援の充実やメンタルヘルスに関する研修の実施など、安心して働くことができる環境を整備します。
- ・計画的な有給休暇やリフレッシュ休暇を職場ぐるみで推進するなど有給休暇の取得を促進し、実質的な労働時間の短縮に取り組みます。
 - ・結婚や出産の経験、家族の介護などが必要になった場合にも働き続けられるような制度や弾力的な勤務形態などを職員参加のもとに検討し、誰もが安心して働き続けられる職場づくりに取り組みます。

(2) 人材の確保、育成

①人材確保

- ・優秀な人材を確保するため、インターネットを活用などにより名張養護学園についての情報を積極的に発信します。
- ・就職フェアなど様々なイベント等に積極的に参加し、職員の募集活動を積極的に展開します。
- ・実習生を積極的に受け入れ、名張養護学園の魅力を実際に体験することを通じて人材の確保が行えるように努めます。

②人材育成

- ・職員が名張養護学園で働くことに使命と誇りを感じられるよう、名張厚生協会や名張養護学園の歴史を学習するとともに、学園の理念や基本目標を徹底します。
- ・すべての職員をかけがいのない人材として育成していくため、人材育成指針及び人材育成計画に基づき、自主研修実施要綱等による自己啓発の支援、計画的な職場研修や施設内研修の充実を図るとともに、施設外研修に職員を積極的に派遣します。
- ・養育の質の向上を図るため重点課題を設定し、プロジェクトチームによる先進地視察や業務研究を実施します。

③目標管理の実施など

職員が明確な目標を定め、意欲とやりがいを持って職務に取り組めるよう目標管理を引き続き実施します。また、職員が業務を通じて能力開発を行えるよう次年度から人事考課を実施するための検討を進めます。

(3) 革新的な職場風土の形成

①児童を尊重した施設運営

- ・子ども達の意向を重視した施設運営ができるよう児童に対するアンケート意見箱やユニットミーティングの実施などにより、様々な希望や意見を求め、施設運営に反映します。

②職員提案制度など職員参加の推進

- ・職員が問題意識を持って様々な業務の改善や見直しに取り組めるよう、事業の計画、実施、評価、改善（P D C A）の各段階で職員提案を求めるなど、施設運営や事業推進への職員参加を促進します。
- ・様々な課題を効果的に推進するため、美化、あいさつ、改善提案などの強化月間を定め、職員が一丸となって重点的な取り組みを行えるようにします。

③マネジメント機能の強化

- ・名張養護学園の運営を適正かつ効果的に行うため、職員に対する施設経営の情報開示、経営方針の共有と経営への職員参加の促進、経営会議の充実、適正な計画管理など、マネジメント機能の一層の強化を図ります。
- ・第三者評価を実施し、業務の進め方や内容を見直し、適正な施設運営の確保と経営品質の向上に取り組めます。